

阿波市農業委員会の農業委員募集要項

1. 募集人数

19人

2. 任用期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

3. 身 分

阿波市の特別職の非常勤職員

4. 職務内容

- (1) 農業委員会総会での農地法に係る農地の権利移動や、農地転用許可案件等に関する審議
- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定にかかる業務
- (3) 担い手への農地の利用調整やマッチング
- (4) 新規参入の促進など

5. 委員報酬

216,100円(年額)

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方で、次のいずれかの項目に該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令等により農業委員との兼職が禁止されている職にある者

7. 委員を任命する際の要件

- ・ 農業委員の過半は認定農業者でなければなりません。
- ・ 農業委員会の事務に関し利害関係のないものを、1人以上含めなければなりません。
- ・ 年齢、性別に偏りが生じないように、女性や青年の登用に配慮しなければなりません。

8. 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送又は持参により阿波市農業委員会事務局までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

※ 個人による推薦の場合は、「推薦をする者」の欄に必ず農業者等3名以上が連名してください。

※ 農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者に同時になることや複数の区域において農地利用最適化推進委員の候補者になることはできませんが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。

(1) 推薦及び応募様式

- ・ 農業者等（個人）が推薦する場合 【様式第1号】
- ・ 法人又は団体が推薦する場合 【様式第2号】
- ・ 自ら応募する場合 【様式第3号】

(2) 書類の入手方法

提出書類は、阿波市農業委員会窓口及び各支所に備えるほか、阿波市ホームページからもダウンロードできます。

(3) 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで

① 持参による提出

平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

② 郵送による提出

受付期間内に必着するものとします。※消印有効ではありません。

9. 選考方法

必要に応じて、阿波市農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考を行います。

なお、選考結果は候補者全員に文書で通知します。

10. 推薦及び応募状況等の公表

受付期間中の中間及び期間終了後に、阿波市のホームページ等で、提出された推薦申込書及び応募申込書の住所、生年月日、電話番号を除いた記載事項を公表します。

11. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1
阿波市農業委員会事務局 電話0883-36-8751